

◇大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(福祉局障がい者施策部障がい支援課、こども青少年局子育て支援部管理課、  
子育て支援部こども家庭課、幼保施策部幼保企画課)